

# 都城市会計年度任用職員の募集について

## 【埋蔵文化財関係作業員】

### 【職種】

| 職種 |              | 採用予定数 | 主な職務内容             |
|----|--------------|-------|--------------------|
| A  | 試掘・確認調査現場作業員 | 若干名   | 試掘・確認調査における現場作業    |
| B  | 本発掘調査現場作業員   |       | 本発掘調査現場における現場作業    |
| C  | 整理・活用補助員     |       | 出土遺物等の整理作業及び活用事業補助 |
| D  | 整理作業員        |       | 出土遺物等の整理作業         |

### 〈埋蔵文化財関係作業員募集に関する問合せ先・申込書提出先〉

都城市教育委員会 文化財課  
〒885-8555 都城市姫城町 6 街区 21 号  
電話 (0986)23-9547(直通)  
担当：大浦・近沢



## 1 受験資格

|      |   |
|------|---|
| 欠格条項 | <p>●次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>②都城市職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> |
|------|---|

## 2 試験の日時・会場

| 日時 | 会場                          | 備考   |
|----|-----------------------------|--|
| 随時 | 都城市教育委員会文化財課<br>各総合支所リモート窓口 | 事前に文化財課へ電話(23-9547)で連絡し、申込の日時を決めたあと、受験申込書を文化財課もしくは各総合支所・市民センターリモート窓口まで持参ください。受付時に面接試験もしくはリモート面接試験を実施します。 |

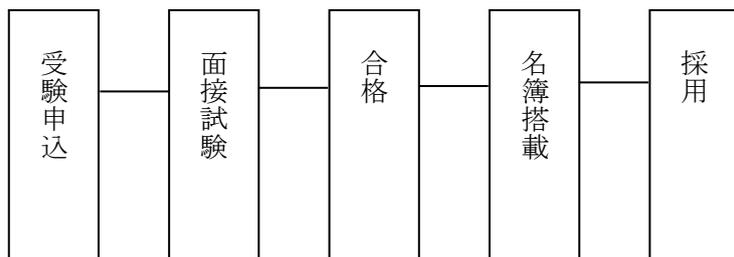
## 3 試験の方法

| 試験科目 | 出題内容                |
|------|---------------------|
| 面接試験 | 主として人物・識見等についての口述試験 |

## 4 受験申し込み手続き

|                  |   |
|------------------|---|
| 申込方法             | 受験申込書（最近3か月以内に撮影した写真（脱帽・正面向き・縦4cm×横3cm）を所定の箇所に貼付）を、都城市教育委員会文化財課に電話にて事前にご連絡の上、文化財課もしくは各総合支所・市民センターリモート窓口を持参ください。 |
| 申込書提出先<br>（受付場所） | 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号<br>都城市教育委員会文化財課  |
| 受付期間             | 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）<br>※事前に文化財課までお電話でご連絡ください。  |
| 受付時間             | 原則、毎週火曜日・木曜日の午後2時から午後4時（このほかの時間をご希望の場合はご相談ください）。<br>※事前に電話にてご連絡をお願いします。土曜日、日曜日の受け付けはできません。                      |

## 5 受験申込から採用まで



〔1〕合格者は令和9年3月31日(令和6年度登録・3ヵ年度有効)までを登録期間とする採用候補者名簿(以下「名簿」)に登載されます。

〔2〕名簿からの採用は、原則として令和6年4月1日以降です。業務の必要に応じて採用を行うため、採用が年度の途中になることがあります。

〔3〕合格者は採用予定数よりも多く決定されますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。

〔4〕試験の結果によっては、合格者なしとする場合があります。

〔5〕受験申込書に虚偽の記載がなされていることや受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消し、採用しません。

## 6-1 勤務条件【試掘・確認調査作業員】

|              |  |
|--------------|--|
| 任用根拠         | 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員  |
| 任用期間         | 原則、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間の範囲内<br>※業務の必要に応じて採用を行うため、採用が年度の途中になることがあります。   |
| 更新           | 勤務実績が良好な場合、更新する場合があります。  |
| 条件付採用        | 採用後、1 か月間もしくは実際の勤務日が 15 日に達するまでは、条件付採用期間となります。   |
| 勤務場所         | 市内各所の試掘・確認調査現場   |
| 勤務時間         | パートタイム勤務となります。<br>休憩時間を除き、原則として 1 週間当たり 13 時間程度の勤務となります。<br>午前 9 時～午後 4 時 30 分（休憩 60 分） <u>1 週間あたり 2 日</u><br>天候悪化や当日の作業進捗等により、就業の中止又は就業時間の変更をすることがあります。 |
| 休日           | 原則、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始。ただし、業務内容により異なる場合があります。   |
| 給料           | パートタイム勤務<br>時給 1,058 円 ～1,118 円<br>1 日 6.5 時間勤務の場合<br>日給 6,877 円 ～ 7,267 円   |
| 各種手当等        | <u>通勤手当</u> を支給します。  |
| 休暇           | 任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。  |
| 社会保険<br>雇用保険 | なし   |
| 労災保険         | 業務内容・勤務場所により、都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。   |

## 6-2 勤務条件【本発掘調査作業員】

|              |  |
|--------------|--|
| 任用根拠         | 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員  |
| 任用期間         | 原則、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間の範囲内<br>※業務の必要に応じて採用を行うため、採用が年度の途中になることがあります。   |
| 更新           | 勤務実績が良好な場合、更新する場合があります。  |
| 条件付採用        | 採用後、1 か月間もしくは実際の勤務日が 15 日に達するまでは、条件付採用期間となります。   |
| 勤務場所         | 市内各所の本発掘調査現場   |
| 勤務時間         | パートタイム勤務となります。<br>休憩時間を除き、原則として 1 週間当たり 19 時間程度の勤務となります。<br>午前 9 時～午後 4 時 30 分（休憩 60 分） <u>1 週間当たり 3 日</u><br>天候悪化や当日の作業進捗等により、就業の中止又は就業時間の変更をすることがあります。 |
| 休日           | 原則、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始。ただし、業務内容により異なる場合があります。   |
| 給料           | パートタイム勤務<br>時給 1,058 円 ～1,118 円<br>1 日 6.5 時間勤務の場合<br>日給 6,877 円 ～ 7,267 円   |
| 各種手当等        | 条例、規則等の定めるところにより、 <u>通勤手当・期末手当</u> を支給します。   |
| 休暇           | 任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。  |
| 社会保険<br>雇用保険 | なし   |
| 労災保険         | 業務内容・勤務場所により、都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。   |

### 6-3 勤務条件【整理・活用補助員】

|              |   |
|--------------|---|
| 任用根拠         | 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員   |
| 任用期間         | 原則、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間の範囲内<br>※業務の必要に応じて採用を行うため、採用が年度の途中になることがあります。                        |
| 更新           | 勤務実績が良好な場合、更新する場合があります。   |
| 条件付採用        | 採用後、1 か月間もしくは実際の勤務日が 15 日に達するまでは、条件付採用期間となります。  |
| 勤務場所         | 文化財課整理作業室(姫城町)、市内各所の本発掘調査現場事務所、市内学校等。   |
| 勤務時間         | パートタイム勤務となります。<br>休憩時間を除き、原則として 1 週間当たり 19 時間程度の勤務となります。<br>午前 9 時～午後 4 時 30 分 (休憩 60 分) <u>1 週間当たり 3 日</u> |
| 休日           | 原則、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始。ただし、業務内容により異なる場合があります。  |
| 給料           | パートタイム勤務<br>時給 1,058 円 ～1,118 円<br>1 日 6.5 時間勤務の場合<br>日給 6,877 円 ～ 7,267 円                                  |
| 各種手当等        | 条例、規則等の定めるところにより、 <u>通勤手当・期末手当</u> を支給します。  |
| 休暇           | 任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。   |
| 社会保険<br>雇用保険 | なし  |
| 労災保険         | 業務内容・勤務場所により、都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。  |

#### 6-4 勤務条件【整理作業員】

|              |  |
|--------------|--|
| 任用根拠         | 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定による会計年度任用職員  |
| 任用期間         | 原則、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間の範囲内（1 年以内）<br>※業務の必要に応じて採用を行うため、採用が年度の途中になることがあります。                |
| 更新           | 勤務実績が良好な場合、更新する場合があります。  |
| 条件付採用        | 採用後、1 か月間もしくは実際の勤務日が 15 日に達するまでは、条件付採用期間となります。   |
| 勤務場所         | 文化財課整理作業室(姫城町)、市内各所の本発掘調査現場事務所   |
| 勤務時間         | パートタイム勤務となります。<br>休憩時間を除き、原則として 1 週間当たり 19 時間程度の勤務となります。<br>午前 9 時～午後 4 時 30 分（休憩 60 分） <u>1 週間当たり 3 日</u> |
| 休日           | 原則、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始。ただし、業務内容により異なる場合があります。   |
| 給料           | パートタイム勤務<br>時給 1,058 円 ～1,118 円<br>1 日 6.5 時間勤務の場合<br>日給 6,877 円 ～ 7,267 円                                 |
| 各種手当等        | 条例、規則等の定めるところにより、 <u>通勤手当・期末手当</u> を支給します。   |
| 休暇           | 任用期間等に応じて年次有給休暇等を付与します。  |
| 社会保険<br>雇用保険 | なし   |
| 労災保険         | 業務内容・勤務場所により、都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。   |